

1 計画策定までの経過☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

78

2 会津若松市子ども・子育て会議条例☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

(平成 25 年会津若松市条例第 23 号)

(趣旨)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、会津若松市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項について市長に意見を述べ、又は調査審議する。

(組織)

第 3 条 会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者（法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。）
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 子ども・子育て支援に関心を持つ市民
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

所掌事務（第 2 条関係）

- ・ 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事
- ・ 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事
- ・ 子ども・子育て支援事業計画に関する事
- ・ 子ども・子育て支援に関し必要な事項及び施策の実施状況に関する事

3 会津若松市子ども・子育て会議委員一覧☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

(令和6年11月1日現在)

N0	所属団体名	職名	氏名	備考
1	会津若松市保育所保護者会連合会	会 長	佐々木 誠	
2	会津若松市幼児教育振興保護者連絡協議会	会 長	近藤 直宣	
3	会津若松市父母と教師の会連合会	家庭教育部会長	山田 真由実	
4	会津若松商工会議所	女性会 前会長	宮澤 洋子	
5	日本労働組合総連合会福島県連合会 会津若松地区連合会	事務局次長	星 成 士	
6	公益社団法人会津若松医師会	理 事	佐藤 誠治	
7	会津若松市立小中学校長協議会	大戸小学校長	冠木 利香	
8	会津若松市保育所連合会	門田報徳保育園長	遠藤 浩平	
9	会津若松市幼児教育振興協会	会 長	橋本 希義	
10	一般社団法人福島県若年者支援センター	総括コーディネーター	大友 英希	
11	会津若松市子ども会育成会連絡協議会	監 事	一ノ瀬 圭一	
12	特定非営利活動法人 ファミリー・サポート・あいづ	理事長	川島 安紀子	
13	会津若松市地域自立支援協議会	療育部会員	太田 智美	
14	仙台大学	教 授	清野 正哉	会 長
15	公立大学法人会津大学短期大学部	教 授	郭 小 蘭	
16	会津若松市民生児童委員協議会	主任児童委員 活動研究部会長	児島 恵子	
17	福島県会津保健福祉事務所	専門社会福祉主事	齋藤 光	副会長
18	公募	—	菊地 由里子	
19	公募	—	岩下 愛奈	

4 会津若松市子ども・子育て支援事業計画検討会議設置要綱☆☆☆

(平成 25 年 5 月 27 日決裁)

(平成 27 年 8 月 12 日決裁)

(令和 2 年 3 月 26 日決裁)

(令和 6 年 4 月 22 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「支援事業計画」という。）の策定及び実施に関する進行管理を行うため、会津若松市子ども・子育て支援事業計画検討会議（以下「検討会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 検討会議は、支援事業計画の検討及び進行管理を行う。

(組織)

第 3 条 検討会議の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 健康福祉部副部長
- (2) 企画調整課長
- (3) 企画調整課協働・男女参画室長
- (4) 地域づくり課長
- (5) 財政課長
- (6) 地域福祉課長
- (7) 障がい者支援課長
- (8) こども家庭課長
- (9) こども保育課長
- (10) 健康増進課長
- (11) 商工課長
- (12) 教育総務課長
- (13) 教育総務課あいづっこ育成推進室長
- (14) 学校教育課長
- (15) 生涯学習総合センター副所長

(委員長及び副委員長)

第 4 条 検討会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、健康福祉部副部長をもって充てる。

3 副委員長は、こども家庭課長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討会議の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員が検討会議に出席できないときは、当該委員が指名する職員を代理として出席させることができる。
- 3 委員長は、必要に応じ、第3条各号に掲げる者以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
(担当国会議)

第6条 検討会議に、担当国会議を置く。

- 2 担当国会議は、こども家庭課長が招集し、会務を総理する。
- 3 担当国会議の委員は、第3条各号に掲げる検討会議の委員の所属職員（次項において「担当者」という。）とする。
- 4 担当者が担当国会議に出席できないときは、当該担当者が指名する職員を代理として出席させることができる。
(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

5 諮問・答申☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

(1) 諮問書

6こ家 第 1476 号
令和7年1月15日

会津若松市子ども・子育て会議
会長 清野 正哉 様

会津若松市長 室井 照平

会津若松市こども計画(案)について（諮問）

子ども・子育て支援法第72条第1項第3号及び第4号並びに会津若松市子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき、会津若松市こども計画(案)について、意見を求めます。

(2) 答申書

答 申 書

令和7年3月17日

会津若松市長 室井 照平 様

会津若松市子ども・子育て会議
会 長 清 野 正 哉

会津若松市こども計画(案)について（答申）

令和7年1月15日付け6こ家第1476号で諮問のありました標記の件につきましては、会津若松市子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき審議を行った結果、その内容を妥当であると認め、意見を附してその旨を答申するものであります。

なお、委員の総意として出されました下記の附帯意見につきましても十分尊重し、会津若松市こども計画(案)で定める各事業の推進に取り組まれるよう望みます。

記

附帯意見

「会津若松市こども計画」の目的である、本市の全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的・経済的に将来にわたって幸せな生き方を送ることができる「まち」を目指し、こども・若者を取り巻く社会情勢の変化により、新たに生じてくる課題にも対応していくよう努められたい。

6 用語集☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

◇ICT化

Information and Communication Technology（情報通信技術）の頭文字をとって略したものであり、保育園等における ICT 化とは、インターネットやスマホアプリなどを活用して、保育園等の業務の効率化を図り、職員や保護者等の負担の軽減を図ろうとするものです。

◇あいづっこ宣言

市民一人ひとりが「次代を担う会津人の育成」を自らの課題として捉え、家庭や学校、地域が一体となり、それぞれの立場から青少年健全育成のための行動を起こしていく「共通の指針」として策定したもので、会津の伝統的な規範意識を踏まえて、「会津に育つすべての子どもが、このような子どもに育ってほしい」という想いを示す6つの行動規範と、それを締めくくる1つの行動規範で構成されています。

◇新しい経済政策パッケージ

平成 29 年 12 月に閣議決定されたもので、生産性革命と人づくり革命を車の両輪として、少子高齢化という大きな壁に立ち向かうため、2020 年までの 3 年間、人材、設備への投資を大胆に促し、日本経済の生産性を飛躍的に押上げていくもので、「人づくり革命」の主なメニューとして、「幼児教育の無償化」や「待機児童の解消」等が挙げられました。

◇ウェルビーイング

世界保健機関（WHO）の憲章による「健康の定義」において、「健康とは、単に疾病がない状態ということではなく、肉体的、精神的、そして社会的にも、全てが満たされた状態（well-being）にあること」として使われたことによって広まった概念です。

◇企業主導型保育事業

企業主導型保育事業は、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とし、平成 28 年度に創設された制度であり、子ども・子育て拠出を負担している企業（厚生年金適用事業所）等が、従業員のための保育施設を設置する場合に、整備費及び運営費が助成されます。

◇教育支援センター

不登校の児童・生徒に対する指導を行うために教育委員会が在籍校以外の施設に設置する教室を言います。学校生活への復帰を支援するため、在籍校と連携しながら、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導などを行います。

◇校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)

不登校生徒等（長期にわたり欠席している生徒や欠席の傾向がみられる生徒等）の登校支援や、教室での学習、生活が困難な状況にある生徒等の学びの場を確保します。

◇合計特殊出生率

1人の女性が生涯に生むと見込まれるこどもの数を表すものであり、その年の15歳から49歳までの女性が生んだこどもの数を基に算出されます。

◇子育て安心プラン

待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるため、「新子育て安心プラン」が取りまとめられ、令和2年12月に公表されました。

◇こども家庭センター

「児童福祉法」の改正により、市区町村の「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」と「子育て世代包括支援センター（母子保健）」の設立の意義や機能を維持した上での組織の見直しが示されたもの。本市においては、令和6年4月に「こども家庭センター」を設置し、「児童福祉」と「母子保健」の両機能が連携を図りながら、相談対応や支援を行っています。

◇子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）の3つの法を指します。

◇こどもの権利条約

世界の全てのこどもたちに、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利などの基本的人権を約束する国際条約です。

◇こども未来戦略

若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、令和5年12月に策定され、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。

◇小1プロブレム

小学校の新1年生が学校生活に適應できずに起こす「集団行動が出来ない」「授業中に座ってられない」といった行動（学校生活に適應できない状態）が継続する問題です。

◇新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進するものとして平成30年に策定された総合プランです。令和5年度で終了となりましたが、「こども未来戦略」において、早期に放課後児童クラブの受け皿を拡大することとされ、各自治体での取組の強化が求められています。

◇スクールカウンセラー

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家で、臨床心理士が充てられる場合が多くなっています。

◇スクールソーシャルワーカー

こどもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家です。原則、社会福祉士か精神保健福祉士などの資格を持つ方で、教育委員会などに配置され、派遣されるケースが多くなっています。

◇潜在的待機児童

入所可能な施設があるものの、希望する施設に空きがないことで、入所を待機していることのこと。

◇相対的貧困率

国や地域の中での経済格差を測る代表的な指標のひとつで、所得が集団の中央値の半分にあたる貧困線に届かない人の割合を指します。税金や社会保険料を除いた手取りの収入を世帯の人数で調整した「等価可処分所得」が比較の物差しになります。

◇地域型保育事業所

地域型保育事業所は、平成27年に施行された「子ども・子育て支援新制度」のひとつで、小規模保育園や企業内保育園などが市町村の認可を受けて運営できるようになりました。対象となるこどもは、0～2歳児です。地域における多様な保育ニーズに対応するとともに、待機児童解消のため、保育所より少人数の単位で保育することが特徴です。

◇地域子育て支援センター

子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進及びベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供等、並びに家庭的保育を行う者への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。

◇適応指導教室

不登校の児童・生徒に対する指導を行うために教育委員会が在籍校以外の施設に設置する教室を言います。学校生活への復帰を支援するため、在籍校と連携しながら、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導などを行います。

◇認定区分

教育・保育施設等を利用する場合は、子ども・子育て支援法等の規定に基づき、市から教育・保育給付認定を受けることとなります。その認定区分は以下の3つとなります。

- 1号：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
- 2号：満3歳以上の保育の必要性のある就学前の子ども
- 3号：満3歳未満の保育の必要性のある就学前の子ども

◇ベビーファースト宣言

「ベビーファースト宣言」は、こどもを産み育てたくなる社会を実現するために、事業所・自治体・個人が妊産婦をはじめ、子育て世代が過ごしやすい環境を醸成することを目指す運動の方針です。

◇ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているこどものこと。

◇ユースプレイス

就労や就学などで様々な悩みを抱える若者たちが各種プログラムを通して「居場所づくり」「仲間づくり」を行う場所です。

◇療育

発達に課題のあるこどもを対象に、個々の状態に合わせて、特定の人とのやり取りや遊びを通して様々な経験を積み重ねることで、身の回りのことや、運動、ことば、社会性など全体的な発達を促すこと。